

松山青色申告会

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2丁目5番7 松山商工会館2階

Tel. 089-933-4580 Fax. 089-947-4251

Mail: aoiro@csc-ehime.jp

各種予定・活動報告は
松青ホームページから
確認いただけます！



ホームページURL

<http://matsuo.jp/>

松山青色申告会

検索

6/11 松山青色申告会定時総会開催(ホテルマイステイズ松山)

青色申告会総会には各支部から推薦された方が代議員として出席し、昨年度の報告や本年度の計画を審議いただきます。

議事では令和6年度の事業報告や令和7年度の事業計画案など全て承認可決されました。

議事終了後は、松山税務署久松副署長を講師にお招きし「税務行政の現状」と題し記念講演を開催、皆様より好評をいただきました。



各部会定時総会開催

各部会の定時総会が開催され、令和6年度事業報告や令和7年度事業計画案など全ての議案が承認可決されました。議事終了後は、松山税務署担当官を講師にお招きし「所得税の基礎控除の見直し等について」研修いただき、理解を深めました。

6/25 OA 部会



7/7 青年部



7/23 女性部



小学校6年生を対象に租税教室(H27より実施11年目)

OA 部会 6/12 栗井小学校、女性部 6/20 たちばな小学校、青年部 6/30 日浦小学校へ各部会の役員が講師を務め、税について学んでいただく機会となりました。



令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

詳しくは【国税庁ホームページ】をご参照ください(随時最新情報に更新)
令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



● 主な改正点

(1) 基礎控除の見直し

(改正前：48万円)

合計所得金額	令和7・8年分	令和9年分以降
～ 132万円以下	95万円	
132万円超 ～ 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 ～ 489万円以下	68万円	
489万円超 ～ 655万円以下	63万円	
655万円超 ～ 2,350万円以下	58万円	

(2) 給与所得控除の見直し

給与の収入金額190万円以下の場合65万円に引き上げ

(3) 特定親族特別控除の創設

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超～ 85万円以下	63万円	105万円超～110万円以下	21万円
85万円超～ 90万円以下	61万円	110万円超～115万円以下	11万円
90万円超～ 95万円以下	51万円	115万円超～120万円以下	6万円
95万円超～100万円以下	41万円	120万円超～123万円以下	3万円
100万円超～105万円以下	31万円		

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

- 扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子（58万円以下）
- 配偶者特別控除の対象となる配偶者（58万円超133万円以下）
- 勤労学生（85万円以下）